



# スロフィットデイはびる 利用料金表

平成 29 年 4 月 1 日現在

## 小樽市通所介護相当サービス

要介護 状態区分	通所介護 サービス費	運動器機能 向上加算	サービス 提供体制 強化加算 I (イ)	事業所 評価加算 (H29 年度算 定なし)	介護職員 処遇 改善加算	合計単 位	介護保険 対象分合 計 (1 月)	利用者負担合計額 の目安 ※6 ※1 割負担の場合を標記
	※1 (単位)	※2 (単位)	※3 (単位)	※4(単位)	※5(単位)	(単位)	(円)	(円)
要支援1	1,647	225	72	120	115	2,059	20,590	2,059
要支援2 (週1回)	1,647	225	72	120	115	2,059	20,590	2,059
要支援2 (週2回)	3,377	225	144	120	221	3,967	39,670	3,967

## 地域密着型通所介護

要介護 状態区分	通所介護 3 時間以上 5 時間未満	個別機能訓 練 加算 II	サービス 提供体制 強化加算 I (イ)	介護職員 処遇 改善加算	合計単位	介護保険対 象分合計 (1 日)	利用者負担合計額の目安 ※6	
	※1 (単位)	※7 (単位)	※3 (単位)	※5(単位)	(単位)	(円)	1 回	1ヶ月(4 週)
要介護1	426	56	18	30	530	5,300	530	2,118
要介護2	488	56	18	33	595	5,950	595	2,381
要介護3	552	56	18	37	663	6,630	663	2,652
要介護4	614	56	18	41	729	7,290	729	2,914
要介護5	678	56	18	44	796	7,960	796	3,185

## 留意事項

※1	利用料金の額の算定は、厚生労働大臣または小樽市が定める介護報酬上の額を基準としており、利用者負担額は介護保険対象分の1割または2割負担になります。(介護保険負担割合証による) 地域単価は1単位=10円です。通所介護は1回についての利用料金ですが、小樽市通所介護相当サービスは月額となるため、ご利用回数に関わらず、上記料金をお支払いいただきます。通所介護費については、事業所規模は、「地域密着型通所介護」での算定となります。
※2	運動機能向上加算については、機能訓練指導員・看護職員・介護職員等が共同して策定した運動器機能向上訓練計画書に基づいてサービスを提供した場合に算定されます。
※3	サービス提供体制強化加算は職員体制により体制加算 I 1・I 2・II と変動し、基準を満たした場合に算定され、満たさない場合には算定されません。 ・体制加算 I (イ) : 介護職員のうち介護福祉士が 50%以上配置されている。(支援 1 (72 単位) 支援 2 (144 単位) 要介護 (18 単位)) ・体制加算 I (ロ) : 介護職員のうち介護福祉士が 40%以上配置されている。(支援 1 (48 単位) 支援 2 (96 単位) 要介護 (12 単位)) ・体制加算 II : 3 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されている。(支援 1 (24 単位) 支援 2 (48 単位) 要介護 (6 単位))
※4	「事業所評価加算」は基準を満たした事業所に月 120 単位(1 か月 1 割負担の場合 120 円)加算され、次年度の算定可否については、年度末に都道府県より通知されます。平成 29 年度は算定しません。
※5	介護職員処遇改善加算は、月の合計単位数の 5.9%で算定されます。
※6	合計額は端数処理のため変動することがあります。 生活保護受給者等、利用負担額が減額となる事があります。担当ケアマネージャーさんにご相談下さい。
※7	個別機能訓練加算(I)は、常勤の機能訓練指導員等を配置しており、機能訓練指導員・看護職員・介護職員等が共同して策定した個別機能訓練計画に基づいてサービス提供した場合に算定されます。
※8	個別機能訓練加算(II)は、生活機能の維持向上を目的としご利用者のご自宅を訪問した上で訓練計画を策定し、それに基づき機能訓練指導員等が個別又は小集団(5~6人)を対象としたサービスを提供した場合に算定されます。